

2012年9月1日

岩手県建設業協会会員 御 中

(岩手県建設業協会 第三者賠償責任補償制度引受保険会社)

AIU 保険会社 盛岡支店

制度推進担当 :

**一般社団法人岩手県建設業協会
第三者賠償責任補償制度のご案内**

《事業総合賠償責任保険 建設業特約》

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度 AIU 保険会社では、一般社団法人岩手県建設業協会の会員の皆さま向けに「第三者賠償責任補償制度」をご用意しましたので、ご案内申し上げます。

本補償制度は、会員の皆さまが行う建設工事における対人・対物事故の賠償リスクを包括して補償するとともに、営業活動、施設管理といった一連の事業活動におけるさまざまな賠償リスクも幅広く対象とする内容となっております。また、会員企業の皆さまの安全管理状況などを反映し、合理的な保険料でご提案しております。

建設作業の中に存在する公衆災害事故のリスクは、十分に安全管理を施した場合でも完全に排除することは非常に困難な状況です。特に近年では損害額が数千万円にまでおよぶ高額賠償事故も発生しており、このような事故が発生した場合には、企業経営を揺るがす事態にまで発展するおそれがあります。

是非この機会に貴社の企業防衛対策の一環として本補償制度をご検討のうえ、ご採用賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

I. 『第三者賠償責任補償制度』の特長

1. 貴社の事業遂行にかかる賠償リスクを幅広く補償します！

貴社の日本国内における全請負工事のリスクを元請・下請工事を問わず補償します。また、請負作業中のみならず、施設の所有・使用・管理に起因する事故から、請負作業のミスが原因で工事の完成引渡し後に生じた事故まで、事業活動に伴って発生した対人・対物事故により貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を包括的に補償します。

さらに、対人・対物事故に起因した工事遅延に対する賠償責任、第三者の自由の侵害、プライバシーの侵害などの人格権侵害や宣伝活動に伴う権利侵害など、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

[注]プランにより補償内容が異なりますのでご注意ください。

2. 各種費用の補償により賠償事故の解決までサポート！

ひとたび事故が発生した場合、事故に対するさまざまな対応を余儀なくされます。

この保険では、賠償責任保険（企業用）で支払われる損害賠償金や争訟費用等に加え、賠償事故の解決までに必要となる各種費用をお支払いします。

[注]プランによりお支払いできる保険金の種類や金額が異なりますのでご注意ください。

3. 貴社の下請負人や発注者の賠償責任もあわせて補償します！

貴社業務に伴う対人・対物事故^(注)について、貴社の下請負人や貴社が行う元請工事の発注者（施主）が負担する法律上の損害賠償責任も自動的に補償します。

[注]業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクにおいて補償対象となる事故をいいます。

- この企画書では、記名被保険者（保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。）を「貴社」としてご案内します。

II. 基本契約のご説明（保険金をお支払いする場合）

この保険では、次の5つのリスクに対する補償を基本契約とします。

※1 純粹財物使用不能リスク、人格権侵害・宣伝障害リスク、工事遅延損害リスクは単独でご契約いただくことができないのでご注意ください。

※2 自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合の設定がある場合の支払保険金は、次の算式により算出します。
(損害額-自己負担額) × 縮小支払割合 = 支払保険金

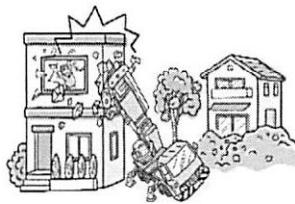
1. 業務遂行・施設リスク

次のような対人・対物事故^[注1]によって被保険者*^[注2]が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^[注3]。

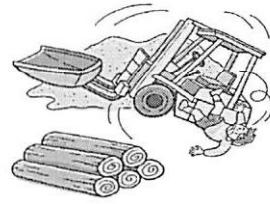
- ①貴社が行う建設工事中の対人・対物事故
- ②貴社の営業活動や貴社の施設（本社、事務所、資材置場等）の所有・使用・管理に起因する対人・対物事故
- ③不測かつ突発的に発生した汚染物質の流出に対する汚染浄化費用
(保険期間中 500万円を限度にお支払いします。)



ビル設備改修工事中、スプリンクラーを損壊、漏水事故により什器備品に損害を与えてしまった。



プレハブ住宅工事現場で、アウトリガーワークの固定が不安定だったためクレーン車が転倒。隣家を破損し、住人にケガをさせてしまった。
*自賠責保険（対人事故の場合）、自動車保険の上乗せ補償となります。



資材置場に子供が侵入し、止めてあった建設用工作車に登ろうとしたところ、建設用工作車が動き出し転倒。子供が落下しケガをした。

[注1]他人の身体に傷害や疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡を生じさせることを対人事故といい、他人の財物を滅失、毀損（きそん）または汚損すること（紛失することまたは盗取・詐取されることは除きます。）を対物事故といいます。あわせて対人・対物事故といいます。

[注2]記名被保険者および保険の約款で被保険者として規定された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。

[注3]保険金額（③を除きます。）はご契約時にお選びいただけます。またご契約時に自己負担額（1事故免責金額）を設定した場合は、その自己負担額を適用します。

*補償を受けられる被保険者は、貴社、下請負人（警備・交通誘導専門業者は除きます。）および貴社が元請負人となる仕事の発注者となります。

2. 生産物・完成作業リスク

次のような対人・対物事故によって被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^[注1]。

- ①貴社が行った建設工事の引渡し後に発生した対人・対物事故
- ②貴社が製造・販売した資材等の製品・商品（生産物）に起因する対人・対物事故



店舗工事の引渡し後、排水管の接続不備によりトイレから漏水、階下のゲームセンターを汚損してしまった。



電気設備改修工事の絶縁ミス（被覆不十分）により、工事引渡し後に火災が発生。事務所の一部と什器備品を焼損してしまった。

[注]保険金額はご契約時にお選びいただけます。またご契約時に自己負担額（1事故免責金額）を設定した場合は、その自己負担額を適用します。

*補償を受けられる被保険者は、貴社、下請負人（警備・交通誘導専門業者は除きます。）および貴社が元請負人となる仕事の発注者となります。

3. 純粹財物使用不能リスク(プレミアプランに限り補償します。)

第三者の財物に物理的な損壊を与えることなく使用不能^[注1](次の①②をいいます。)にしたことによって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^[注2]。(保険期間中 500 万円を限度にお支払いします。)

- ①貴社の建設工事、営業活動や施設の所有・使用・管理に起因する事故による第三者の財物の使用不能
- ②貴社が行った仕事の結果や貴社が製造・販売した製品・商品(生産物)に起因する第三者の財物の使用不能。ただし、その仕事の結果や生産物自体に物理的な損壊が生じた場合に限ります。

【保険金額】 保険期間中 500 万円限度

【自己負担額】 業務遂行・施設リスクまたは
生産物・完成作業リスクの自己負担額



ビル建設工事中にクレーン車が倒れ、近隣の店舗に物的損害は与えなかつたものの、営業を妨げて休業損失を発生させてしまった。

[注1]その財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。

[注2]業務遂行・施設リスク(①の場合)または生産物・完成作業リスク(②の場合)の自己負担額(1事故免責金額)を適用します。

* 補償を受けられる被保険者は、貴社となります。

4. 人格権侵害・宣伝障害リスク(プランによって補償内容が異なります。)

次のような人格権の侵害または宣伝活動に起因する権利侵害によって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^[注1]。

- ①第三者の自由の侵害、名誉毀損(きそん)、プライバシーの侵害の事故
- ②ホームページやパンフレットなどの宣伝活動に伴う著作権の侵害事故

【保険金額】 (プレミアプランの場合、上記①②が補償されます。)
保険期間中 500 万円限度

(スタンダードプランの場合、上記①のみ補償されます。)
保険期間中 50 万円限度

【自己負担額】 業務遂行・施設リスクの自己負担額



子供が隠れていることに気づかず倉庫を施錠してしまい、翌日に閉じ込められている子供を発見した。

[注]業務遂行・施設リスクの自己負担額(1事故免責金額)を適用します。

* 補償を受けられる被保険者は、貴社となります。

5. 工事遅延損害リスク(プランによって内容が異なります。)

貴社が元請となる工事の遂行に起因して発生した対人・対物事故を直接の原因として、工事請負契約上の履行期日の翌日から起算して6日以上の遅延が生じたことにより、被保険者*が工事請負契約書に基づいて法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^[注1]。



【保険金額】(プレミアプランの場合)

保険期間中500万円限度または
下記算式^[注2]により算出された額のいずれか低い額

(スタンダードプランの場合)

保険期間中300万円限度または
下記算式^[注2]により算出された額のいずれか低い額

元請工事中の第三者死亡事故の現場検証のために、工事が2週間中断。請負契約書の履行期日に引渡しえず、発注者から請負契約書に基づく遅延損害金を請求された。

[注1]貴社が単独で元請負人となり、事故発生日から30日以内に履行期日が到来する、工事遅延の直接原因となった工事の履行遅滞に限り補償対象となります。

[注2]算式は次の通りとなります。

$$\frac{\text{(工事請負代金額} - \text{出来形部分に相応する請負代金額}) \times 6\%}{365\text{日}} \times (\text{原因事故による遅滞日数})$$

*補償を受けられる被保険者は、貴社となります。

III. 基本契約の保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、主に次のような場合は保険金をお支払いできません。

1. 全てのリスク・特約に共通して適用される保険金をお支払いできない主な場合（普通保険約款）

●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。

- ◆ 保険契約者または被保険者の故意
- ◆ 戦争、外国の武力行使、革命、暴動等
- ◆ 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- ◆ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ◆ 放射線照射または放射能汚染
- ◆ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性
- ◆ 保険契約締結の際、保険事故の発生する原因が既に存在していることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その原因により発生した事故

2. 業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクに共通して適用される保険金をお支払いできない主な場合

●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。

- ◆ 環境汚染、汚染浄化費用の支出（不測かつ突発的に汚染物質が流出した場合を除きます。）など
- ◆ 専門職業務^[注1]の遂行
- 次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。
- ◆ 損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ◆ 被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任

3. 業務遂行・施設リスクに適用される保険金をお支払いできない主な場合

●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。

- ◆ 航空機、自動車^[注2]もしくは銃器または記名被保険者が所有または借用する施設外における船舶、車両もしくは動物の所有、使用もしくは管理
- ◆ 座埃（じんあい）または騒音
- 次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。
- ◆ 施設の屋根、窓、壁面等の瑕疵（かし）により、これらから入る雨または雪等による財物の損壊に対する賠償責任
- ◆ 記名被保険者の業務に従事中に被保険者が被った身体の障害に対する賠償責任
- ◆ 地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴って生じた次に掲げる財物の損壊に対する賠償責任
 - ◇ 土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊
 - ◇ 土地の軟弱化、土地の流出・流入による地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）・その収容物または土地の損壊
 - ◇ 地下水の増減
- ◆ 以下に掲げる財物の損壊に対する賠償責任
 - ◇ 被保険者が借用、保管（占有）する財物
 - ◇ 販売、粗立、加工、修理、点検、洗浄等のために施設内にある財物
 - ◇ 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類
 - ◇ 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分（誤った認識または判断による損壊を含みます。）

など

4. 生産物・完成作業リスクに適用される保険金をお支払いできない主な場合

●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。

- ◆ 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売等を行った生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ◆ 生産物または仕事の瑕疵（かし）に起因するその生産物または仕事の結果自体に発生した財物の損壊に対する賠償責任
- ◆ 生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能もしくは性能を發揮できないことに起因する賠償責任

など

●次の費用はお支払いできません。

- ◆ 回収措置を講じるために要した費用

5. 純粹財物使用不能リスクに適用される保険金をお支払いできない主な場合

●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。

- ◆ 環境汚染、汚染浄化費用の支出（不測かつ突発的に汚染物質が流出した場合を除きます。）
- ◆ 専門職業務^[注1]の遂行
- ◆ 航空機、自動車^[注2]もしくは銃器または記名被保険者が所有または借用する施設外における船舶、車両もしくは動物の所有、使用もしくは管理
- ◆ 座埃（じんあい）または騒音

など

●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。

- ◆ 損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
 - ◆ 被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任
 - ◆ 債務不履行に起因する賠償責任(生産物、仕事の結果自体に損壊が発生した場合を除きます。)
 - ◆ 施設の屋根、窓、壁面等の瑕疵（かし）により、これらから入る雨または雪等による財物の使用不能に対する賠償責任
 - ◆ 地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴って生じた次に掲げる財物の使用不能に対する賠償責任
 - ◇ 土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の使用不能
 - ◇ 土地の軟弱化、土地の流出・流入による地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）・その収容物または土地の使用不能
 - ◇ 地下水の増減
 - ◆ 被保険者または被保険者の業務に従事する者が所有、使用もしくは管理する財物の使用不能に対する賠償責任
 - ◆ 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、供給、処分等を行った生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
 - ◆ 生産物または仕事の瑕疵（かし）に起因するその生産物または仕事の結果自体の使用不能に対する賠償責任
 - ◆ 生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能もしくは性能を發揮できないことに起因する賠償責任
 - ◆ 回収措置の実施に伴って発生する財物の使用不能に対する賠償責任
- など

●次の費用はお支払いできません。

- ◆ 回収措置を講じるために要した費用

6. 人格権侵害・宣伝障害リスクに適用される保険金をお支払いできない主な場合

●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。

- ◆ 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
 - ◆ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為
 - ◆ 保険期間開始日より前から継続、反復されていた不当行為
 - ◆ 広告、放送、出版等を業とする被保険者によりその業務の遂行として行われた不当行為
 - ◆ 保険期間終了または解除後1年以上経過した後に発見された不当行為
- など

●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。

- ◆ 損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ◆ 被保険者の業務に従事する者に対する賠償責任
- ◆ 被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任

7. 工事遅延損害リスクに適用される保険金をお支払いできない主な場合

●次の仕事の工事遅延によって生じた損害に対してはお支払いできません。

- ◆ 工事請負代金額、工事請負契約の履行期日等が定められた工事請負契約書のない仕事
 - ◆ 履行不能または不完全履行となった仕事
 - ◆ 工事請負契約の履行期日の延期を発注者に要請しなかった仕事
- など

[注1]人・動物の治療・看護・介護、医薬品の調剤、身体の美容や整形、あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師・弁護士・建築士等がその資格に基づいて行う仕事（所定の資格を有しない者が行うこれらの業務を含みます。）をいいます。

[注2]施設内・工事場内の建設用工作車および施設内の構内専用車を除きます。ただし、建設用工作車、構内専用車にはダンプカーを含みません。建設用工作車および構内専用車について、自賠責保険契約等を締結すべきときもしくは締結しているとき、または自動車保険契約等を締結しているときは、自賠責保険契約等および自動車保険契約等により支払われるべき金額の超過額に対して保険金をお支払いします。

IV. お支払いする保険金の種類・内容および保険金額

この保険では、事故が発生してから損害賠償金のお支払いに至るまでに発生する、さまざまな費用を保険金としてお支払いします。

お支払いの対象となるリスクは、**業** 業務遂行・施設リスク、**生** 生産物・完成作業リスク、**純** 純粹財物使用不能リスク、**人** 人格権侵害・宣伝障害リスク、**工** 工事遅延損害リスクで表示しています。

保険金の種類	保険金の内容	対象リスク
損害賠償金	被保険者が被害者に対して支払う損害賠償金 ＊損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除してお支払いします。	業 生 純 人 工
損害拡大防止軽減・求償権保全費用 ^{[注4][注5]}	事故等が発生した場合において被保険者が支出した次の必要・有益な費用 ①損害の拡大防止または軽減のために支出した費用 ②他人から損害賠償または求償を受けることができる場合、その権利の保全・行使のために支出した費用	業 生 純 人 工
原因調査費用 ^{[注4][注5]} (1事故30万円限度)	対人・対物事故が発生した場合または発生が切迫している場合において、同種の他の事故の発生を防止するために被保険者が支出したその事故の原因を調査・確認するために必要・有益な費用（原因箇所の修復、除去費用は含みません。）	業 生
緊急対応費用 ^{[注4][注5]} (1事故300万円限度) ※プレミアプランの場合に、対象となります。	保険事故が発生した場合において被保険者が支出した次の費用 ①被害者またはその法定相続人等の現地（事故等の発生地など）訪問費用（被害者1名につき2名分を限度とします。） ②役員・従業員を現地または被害者もしくはその法定相続人等の居住地へ派遣する費用 ③被害者またはその法定相続人等との通信費用 ④被保険者が被害者またはその法定相続人等と応対するための一時的な施設の借上費用 ⑤被害者の捜索、救助または移送に従事した者からの請求に基づく費用	業 生 純 人
被害者見舞・臨時費用 ^{[注4][注5]} ※1 プランにより支払限度額が異なります。	保険事故が発生した場合において、被保険者が支出した見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用 ＊同一被害者に対する支払いは保険期間中1回に限ります。	業 生 純 人
被害者治療等費用 ^{[注6][注7]} ※2 プランにより支払限度額が異なります。	工事の遂行または貴社が所有もしくは賃借する施設における対人事故が発生した場合において、記名被保険者が支払った治療費用等または葬祭費用（事故日からその日を含めて1年以内に制度引受保険会社に通知された費用に限ります。） ＊同一被害者に対する支払いは保険期間中1回に限ります。	業
争訟費用 ^{[注4][注5]}	損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等）について、被保険者が支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用	業 生 純 人 工
訴訟対応費用 ^{[注4][注5]} (1事故300万円限度) ※プレミアプランの場合に、対象となります。	損害賠償請求訴訟に対応するために被保険者が臨時に支出した意見書・鑑定書作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当等の社会通念上妥当な費用	業 生 純 人 工
協力費用 ^[注4]	制度引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために、被保険者が支出した費用	業 生 純 人 工

※1（プレミアプランの場合）被害者1名10万円・1事故300万円限度（スタンダードプランの場合）被害者1名10万円・1事故50万円限度

※2（プレミアプランの場合）被害者1名50万円・1事故300万円限度（スタンダードプランの場合）被害者1名10万円・1事故50万円限度

[注1]すべての保険金を合算して、各対象リスクの保険金額を限度にお支払いします。

[注2]損害の軽減や求償権保全の義務を怠った場合は、防止軽減または求償できたと認められる額を控除してお支払いします。

[注3]この費用のうち、「緊急措置（応急手当、護送など）に要した費用」および「支出についてあらかじめ制度引受保険会社の書面による同意を得た費用」については、費用を支出した後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。

[注4]費用を支出した後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。

[注5]費用の支出にあたっては事前に制度引受保険会社の書面による同意が必要です。

[注6]費用の支出にあたっては事前に制度引受保険会社の同意が必要です。

[注7]被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合、すでにお支払いした被害者治療等費用は損害賠償金に充当します。

V. オプション特約のご説明

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。

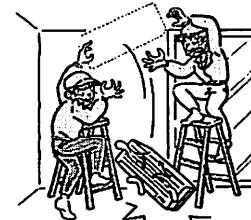
セットすることができる基本契約は、**業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

内枠扱いの場合は、基本契約の対象となる損害と合わせて基本契約の保険金額を限度に、外枠扱いの場合は、基本契約の保険金額と関わりなく保険金をお支払いします。



作業対象物損壊担保特約／ 作業対象物損壊担保特約（増額型）

業務遂行・施設



貴社の工事の遂行により、工事場^[注]内における工事の対象物のうち、直接作業が加えられていた部分（他人が所有するものに限ります。）に生じた損壊によって被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

【保険金額】 保険期間中 500万円限度

(内枠扱)

**【増額型】 業務遂行・施設リスクの保険金額と同額
(ただし 3億円限度)**

【自己負担額】 業務遂行・施設リスクの自己負担額

内装工事中、壁面のエアコンをはずそうとしたところ、誤って落下。床面を傷付け、エアコンそのものも壊してしまった。

[注] 建設工事を行っている場所で、不特定多数の人または船舶の出入りが禁止されている場所をいい、被保険者が建設工事の遂行のために所有、使用または管理する施設のうち、臨時に設置される事務所、資材置場等の仮設施設を含みます。

*この特約において補償を受けられる被保険者は、業務遂行・施設リスクの被保険者と同じです。

保険金をお支払いできない主な場合

基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」（P. 5-6 をご確認ください。）のほか、次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。

- 被保険者の行う作業によって通常避けることのできない変色、磨耗、縮み、品質劣化等
 - 被保険者の行う通常の作業工程上生じた修理（点検を含みます。）もしくは加工の拙劣または仕上不良等
 - 被保険者の誤った認識または判断
- など

※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」のうち、「仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分」の損壊に対して負担する賠償責任に関する規定は適用しません。



受託物損害担保特約／受託物損害担保特約（増額型）

業務遂行・施設

貴社の工事の遂行により発生した、次の受託物の損壊・紛失・盗取（詐取を含みません。）について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^[注]。

- ①一時的に借用する工事場内の建設用機械器具（ダンプカーを含みません。）
- ②一時的に借用する工事場内の仮設建物（現場事務所、宿舎、倉庫等）およびその什器・備品
- ③元請負人・施工から支給された工事場内の資材等（完成後引渡しを要するものに限ります。）

【保険金額】
(内枠払)

保険期間中500万円限度

【増額型】は保険期間中1,000万円限度

【自己負担額】

1事故5万円または

業務遂行・施設リスクの自己負担額のいずれか高い額



夜間、工事場内に保管していた元請負人からの支給資材が盗まれてしまった。

[注]この特約は「リース・レンタル建設用工作車特約」と補償が一部重複するため、同時にセットすることはできません。

*この特約において補償を受けられる被保険者は、業務遂行・施設リスクの被保険者と同じです。

保険金をお支払いできない主な場合

基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」（P.5-6をご確認ください。）のほか、次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。

- ◆ 保険契約者、被保険者（これらの者の役員、従業員を含みます。）または被保険者の親族が行い、または加担した受託物の盗取
 - ◆ 自然発火、自然爆発した受託物自体の損壊
 - ◆ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ等またはねずみ食い・虫食い等による受託物の損壊
 - ◆ 施設の屋根、窓、壁面等の瑕疵（かし）により、これらから入る雨または雪等による受託物の損壊
 - ◆ 正当な権利を有する者の承諾なく受託物を使用し、または第三者に保管させている間に発生した受託物の損壊、紛失または盗取
 - ◆ 組立、加工、修理、点検、洗浄等の作業を加えることにより生じた受託物の損壊
 - ◆ 正当な権利を有する者に引渡された後に発見された受託物の損壊、紛失または盗取
 - ◆ 受託物の損壊、紛失または盗取による使用不能
 - ◆ 上記①、②に該当する受託物について、以下の損壊、紛失または盗取
 - ◇よごれ、しみ、焦げ、かき傷、すり傷、欠け傷などの外観上の損壊であって、受託物が本来有する機能、用途を阻害することのない損壊
 - ◇電気的または機械的な原因により生じた受託物の損壊
 - ◇潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品などの消耗品または消耗剤に単独に生じた損壊
 - ◇受託物を構成する部品の紛失または盗取
 - ◆ 現金・貴重品（貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品その他これらに類する財物をいいます。）、不動産、航空機、自動車、船舶、動物または植物等の損壊、紛失または盗取（不動産、自動車、船舶のうち、この特約で定める受託物の①、②に該当する場合を含みません。）など
- ※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」の内容とこの特約の内容が相反する場合は、この特約の内容を優先して適用します。



重複保険規定不適用特約

業務遂行・施設

貴社が下請負人として工事を遂行している際に発生した対人・対物事故による損害（損害額が500万円以下の場合に限ります。）について、元請人等が契約した他の保険契約等がある場合でも、この保険契約から優先的に保険金を支払い、他の保険契約等との保険金の分担を行わないこととする特約です。



*この特約において補償を受けられる被保険者は、業務遂行・施設リスクの被保険者と同じです。

ビル改修工事の下請けとして作業していたところ、スプリングラーを損壊し、階下のテナントの商品を水濡れさせてしまった。元請の保険を使うことなく、この保険契約から優先的に保険金を支払った。

保険金をお支払いできない主な場合

基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」（P.5-6をご確認ください。）を適用します。



リース・レンタル建設用工作車特約／ リース・レンタル建設用工作車特約（増額型）

業務遂行・施設

工事場内において、一時的に使用または管理するリース・レンタル建設用工作車^[注1]の損壊または盗取（詐取を含みません。）について、被保険者^{*}が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^[注2]。

【保険金額】 保険期間中500万円限度
(内控込) **【増額型】** は保険期間中1,000万円限度

【自己負担額】 1事故5万円または
業務遂行・施設リスクの自己負担額のいずれか高い額

[注1] 記名被保険者がリースまたはレンタル契約により一時的に貸借する建設用工作車（建設工事等の作業を行うことを主たる用途、機能とする自動車）をいいます。ただし、ダンプカーを含みません。

[注2] この特約は「受託物損害担保特約」と補償が一部重複するため、同時にセットすることはできません。

*この特約において補償を受けられる被保険者は、貴社となります。

保険金をお支払いできない主な場合

基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」（P.5-6をご確認ください。）のほか、次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。

- 被保険者または被保険者の役員および従業員が行い、または加担した盗取
- 自然発火、自然爆発したリース・レンタル建設用工作車の損壊
- 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ等またはねずみ食い・虫食い等によるリース・レンタル建設用工作車の損壊
- 正当な権利を有する者に引渡された後に発見されたリース・レンタル建設用工作車の損壊
- 被保険者の行う保守、調整、修理、交換等の作業により生じたリース・レンタル建設用工作車の損壊
- 電気的または機械的な原因により生じたリース・レンタル建設用工作車の損壊
- かき傷、すり傷、欠け傷などの外観上の損壊であって、リース・レンタル建設用工作車の機能に直接関係のない損壊
- よごれ、しみ、焦げによるリース・レンタル建設用工作車の損壊
- リース・レンタル建設用工作車の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品などの消耗品または消耗材に単独に生じた損壊
- リース・レンタル建設用工作車の一部の部品の盗取
- リース・レンタル建設用工作車の損壊または盗取による使用不能

※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」の内容とこの特約の内容が相反する場合は、この特約の内容を優先して適用します。



使用者賠償責任保険特約

業務遂行・施設

(使用者賠償責任保険追加特約が自動的にセットされます。)

被用者^[注1]が保険期間中に業務上の事由により被った身体の障害、または次の①～④の事由により、被保険者^{*}が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^{[注2] [注3]}。

- ①被用者が出退勤途上に被った身体の障害
- ②地震、噴火、津波またはこれらに随伴して生じた事故または秩序の混乱に基づいて生じた事故による被用者の身体の障害
- ③貴社の重大な過失により被用者の身体の障害（労働者災害補償保険法第31条第1項第3号に規定するものをいいます。）について、貴社が政府労災から保険給付に要した費用を徴収されることにより負担する額
- ④政府労災保険に対する給付請求の不支給が決定してもなお、貴社が法律上の損害賠償責任を負担する被用者の身体の障害

【ご契約プラン】 以下のプランからお選びください。

プラン	保険金額（外枠払） (1事故・保険期間中)
A	5,000万円
B	1億円

[注1]被保険者の従業員、下請負人および下請負人の従業員をいいます。

[注2]損害賠償金の支払いは、政府労災保険等による給付が決定された場合に限るものとし、次の①～③の金額の合算額を超過する額をお支払いします。

- ①政府労災保険等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。）
- ②自賠責保険契約等または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③次のいずれかの金額
 - ・被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払うべき金額
 - ・被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険（法定外補償条項部分）およびその他一定の災害補償を被用者に対して行うことを目的として保険契約者が締結する保険契約により被用者に支払われることによって賠償責任を免れる金額

[注3]この特約では、損害賠償金、損害拡大防止軽減・求償権保全費用、協力費用、争訟費用、訴訟対応費用（1事故300万円限度）を保険金としてお支払いします。

* この特約において補償を受けられる被保険者は、貴社となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 次の事由によって生じた被用者の身体の障害による損害に対してはお支払いできません。
 - ・保険契約者、被保険者または事業場責任者の故意
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動等
 - ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性など
- 次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。
 - ・被保険者と被用者またはその他の他人との間の損害賠償に関する特別の約定、合意または法定外補償規定により加重された賠償責任
 - ・被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任
- 次の身体の障害による損害に対してはお支払いできません。
 - ・風土病または職業性疾病による身体の障害
 - ・労災保険法等における暫定任意適用事業に該当する事業で、労災保険法等の加入手続きを行っていない事業において発生した身体の障害
 - ・労働者災害補償保険法第33条第6号および第7号に該当する者のうち、特別加入を行っていない被用者が被った身体の障害
- 次の損害賠償金はお支払いできません。
 - ・労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金など



個人情報漏洩危険担保特約

業務遂行・施設

生産物・完成作業

日本国内で発生した個人情報^[注1]（貴社が日本国内で行う業務のために所有、使用または管理する個人情報をいいます。）の漏洩が保険期間中に発覚した場合において、被保険者*が負担する次の①②の損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①個人情報漏洩によって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ②被害者と直接対応する場合に発生する危機管理実行費用^[注2]（費用の支出にあたっては制度引受保険会社の書面による同意が必要です。）

*損害賠償金、損害拡大防止軽減・求償権保全費用、協力費用、争訟費用、訴訟対応費用（1事故300万円限度）、危機管理実行費用を保険金としてお支払いします。

【ご契約プラン】 以下のプランからお選びください。

プラン	保険金額（外枠払） (1事故・保険期間中)	自己負担額 (1事故)
A	1,000万円	10万円
B	3,000万円	10万円
C	5,000万円	10万円

* 危機管理実行費用は、保険期間を通じて表中の保険金額の10%を限度として、内枠でお支払いします。

* 他人が支出した見舞金・見舞品費用に対して支払う損害賠償金（求償損害）については、被害者1名につき500円、保険期間を通じてこの特約の保険金額の20%を限度とします。

[注1]個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別できるものをいいます。

[注2]文書による公的機関への届出・報告または新聞、テレビ、インターネット等で報道が行われた場合において、被害者と直接対応する場合に発生する次の費用をいいます。ただし、個人情報漏洩が発覚した日からその日を含めて180日以内に発生した費用に限ります。

- ◆弁護士への相談費用
- ◆新聞での謝罪広告掲載費用
- ◆無料通話電話の使用料
- ◆お詫び状の作成・送付費用
- ◆見舞金・見舞品費用（被害者1名500円限度）
- ◆従業員の超過勤務手当・交通費・宿泊費・臨時雇用費用など

*この特約において補償を受けられる被保険者は、貴社となります。

保険金をお支払いできない主な場合

普通保険約款の「保険金をお支払いできない主な場合」（P.5をご確認ください。）のほか、以下の場合はお支払いできません。

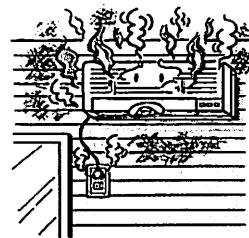
- 次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。
 - ◆個人情報以外の情報の漏洩
 - ◆保険契約者または被保険者が保険契約締結時点で既に知り得ていた事故もしくは知り得ていたと合理的に推定できる事故
 - ◆被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為
 - ◆被保険者の役員の個人情報の漏洩
 - ◆労働者派遣事業の場合において、派遣労働者が派遣先で発生させた事故など
- 次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。
 - ◆他人の身体の障害または財物の損壊・紛失・盗取（詐取を含みます。）に対する賠償責任
 - ◆損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
 - ◆クレジットカード番号、預金口座番号等の漏洩による不正使用により発生した経済的損失に対する賠償責任
 - ◆他人が行う商品の販売・供給または役務の提供の中止・終了・内容変更に対する賠償責任など
 - ◆被保険者の業務の履行遅滞・履行不能に起因する賠償責任など



仕事の目的物の損壊担保特約／ 仕事の目的物の損壊担保特約（増額型）

生産物・完成作業

貴社の占有を離れた生産物または貴社が引渡した仕事の結果に起因して対人・対物事故が発生した場合、その生産物・仕事の結果自体の財物の損壊について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。ただし、その対人事故またはその生産物・仕事の結果以外の財物の損壊に対して、制度引受保険会社が損害賠償金として保険金を支払う場合に限ります。



**【保険金額】 保険期間中 500万円限度
(内枠払) 【増額型】は保険期間中 1,000万円限度**

【自己負担額】 なし

*この特約において補償を受けられる被保険者は、生産物・完成作業リスクの被保険者と同じです。

保険金をお支払いできない主な場合

基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」(P.5-6をご確認ください。)を適用します。

*基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」のうち、「生産物または仕事の瑕疵（かし）に起因するその生産物または仕事の結果自体に発生した財物の損壊に対する賠償責任」に関する規定は適用しません。

*基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」のうち、損壊した生産物または仕事の結果自体に関する限り、「回収措置を講じるために要した費用」に関する規定は適用しません。



地盤崩壊危険担保特約

業務遂行・施設

保険期間中に、貴社の仕事の遂行に伴って発生した次の①②の地盤崩壊^[注1]に起因する財物の損壊^[注2]について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ① 不測かつ突発的に発生した地盤崩壊
- ② 地下水の増減によって生じる地盤崩壊

【保険金額】 保険期間中 500万円限度（内枠払）

【自己負担額】 1事故 5万円

[注1]土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れもしくは土地の流出・流入をいいます。

[注2]この特約において財物の損壊とは、土地・土地の工作物（基礎、付属物および収容物を含みます。）・植物の滅失・毀損（きそん）・汚損または動物の死傷をいいます。

*この特約において補償を受けられる被保険者は、業務遂行・施設リスクの被保険者と同じです。

保険金をお支払いできない主な場合

基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」(P.5-6をご確認ください。)のほか、次の場合にお支払いすることができません。

- 次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。
 - ◆無振動工法によらない工事に伴う土地の振動に起因する賠償責任
 - ◆地下水の増減およびその利用にかかる賠償責任
 - ◆地盤崩壊による道路（その付属物を含みます。）、河川または堤防の滅失・毀損（きそん）・汚損に起因する賠償責任
 - ◆被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかつたことによる地盤崩壊に起因する賠償責任
 - ◆保険期間終了後に発見された地盤崩壊に起因する賠償責任
 - ◆シールド工法によらない工事の場合は、地盤崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊に起因する賠償責任
 - ◆シールド工法による工事の場合は、地盤崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
 - ◆被保険者と発注者と同じくする他の請負業者（その請負業者の下請負人を含みます。）が施工中の工事の目的物またはその所有・使用・管理する財物の損壊に起因する損害など
- 次の費用はお支払いできません。
 - ◆薬液注入にかかる費用
 - ◆設計変更または工事変更のための費用

*基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」の内容とこの特約の内容が相反する場合は、この特約の内容を優先して適用します。



除雪作業危険に関する特約

業務遂行・施設

貴社が国、地方公共団体または民間団体から発注を受けて行う除雪作業または雪堆積場の使用・管理に起因して生じた他人の身体の障害・財物の損壊により、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

なお、除雪車の所有・使用・管理に起因する損害については、自賠責保険契約または自動車保険契約等により支払われる金額の超過額に対して保険金をお支払いします。

ただし、財物の損壊による損害の額が1事故につき500万円以下の場合は、他の保険契約との保険金の分担を行いません。

【保険金額】 業務遂行・施設リスクの保険金額

【自己負担額】 業務遂行・施設リスクの自己負担額

(ただし、対物事故については、1被害財物ごとに自己負担額を適用します。)

*この特約において補償を受けられる被保険者は、業務遂行・施設リスクの被保険者と同じです。

保険金をお支払いできない主な場合

基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」(P.5-6をご確認ください。)を適用します。

※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」の内容とこの特約の内容が相反する場合は、この特約の内容を優先して適用します。

VI. ご契約プラン

1. 補償プラン

貴社のご希望にあわせて、補償充実型の「プレミアプラン」、基本的な補償をご提供する「スタンダードプラン」の2種類からお選びください。

[○：補償対象 ×：補償対象外 △：ご注意事項あり]

補償プラン	対象となるリスク				
	業務遂行・施設リスク	生産物・完成作業リスク	純粹財物使用不能リスク	人格権侵害・宣伝障害リスク	工事遅延損害リスク
プレミアプラン	○	○	○	○	○
スタンダードプラン	○	○	×	△ ^{【注1】}	△ ^{【注2】}

【注1】スタンダードプランは、「人格権侵害」のみ補償します。また支払限度額が異なりますので、下記「2. 保険金額プラン」をご参照ください。

【注2】プレミアプラン、スタンダードプランとでは支払限度額が異なります。下記「2. 保険金額プラン」をご参照ください。

2. 保険金額プラン

基本契約の保険金額（1事故・保険期間中限度）は、主に次のプランの中からお選びください。なお、基本的には自己負担額はありませんが、設定をご希望される場合は、別途ご相談ください。

プラン	業務遂行・施設リスク 生産物・完成作業リスク	純粹財物使用不能リスク 人格権侵害・宣伝障害リスク	工事遅延損害リスク	保険証券総保険金額 【注3】
I型	5億円	【プレミアプランの場合】 純粹財物使用不能 人格権侵害・宣伝障害 ともに500万円限度	【プレミアプランの場合】 500万円または所定の算式 ^{【注1】} により算出された金額のいずれか低い額	5億円
II型	3億円	【スタンダードプランの場合】 人格権侵害のみ補償 50万円限度	【スタンダードプランの場合】 300万円または所定の算式 ^{【注1】} により算出された金額のいずれか低い額	3億円
III型	1億円			1億円

【注1】算式： $(\text{工事請負代金額} - \text{出来形部分に相応する請負代金額}) \times 6\% \times (\text{原因事故による遅滞日数})$

365日

【注2】この保険契約でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて全てのリスクに対する損害（オプション特約のセットにより、これらのリスクの内枠でお支払いする損害を含みます。）を合算して、保険証券記載の保険証券総保険金額を限度とします。

VII. ご注意事項

1. この制度へのご加入にあたって

- ◆この制度は、建設業協会会員さまのみが加入することができます。ご契約時に会員であることを確認させていただきます。
- ◆この制度は、制度引受保険会社であるAIU保険会社との損害保険契約によって運営され、貴社とAIU保険会社との1年間の契約となります。
- ◆この制度へのご加入をご希望の場合は、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）等の売上高が確認できる書類の写しをご用意ください。保険料は、これら書類上の売上高に基づき算出します。
- ◆保険料は口座振替によるお支払いとなります。毎月27日（土日祝日の場合には翌営業日）にご指定の金融機関口座より振替します。
- ◆万一口座振替不能の場合には、翌月に2か月分の保険料の振替請求を行います。2か月連続で口座振替不能の場合には、保険契約が解除^[注]され、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ◆建設業以外の兼業を営まれる場合は、制度推進担当にご相談ください。
- ◆その他この制度の詳細については、制度推進担当にお問い合わせください。

なお、ご契約時からご契約終了後に至るまでのご注意事項は以下のとおりです。

[注]解除とは、AIU保険会社からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。

2. ご契約時にご注意いただくこと

ご契約にあたってご用意いただく書類

この保険は、貴社の業務の内容および把握可能な直近の会計年度（1年間）における税込売上高総額に基づき算出した保険料を確定保険料として取り扱います。保険料の算出にあたっては、下記のいずれかの書類の写しが必要となります。

なお、保険期間中の予想売上高に基づき、暫定保険料扱いとしてご契約した場合は保険期間終了後、保険料の精算（確定精算）が必要となります。

【貴社が法人の場合】

- ① 直近の会計年度（1年間）の損益計算書
- ② 直近の会計年度（1年間）の法人事業概況説明書
- ③ 直近の会計年度（1年間）の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）
- ④ 直近の会計年度（1年間）の有価証券報告書

【貴社が個人事業主の場合】

- ① 直近の会計年度（1年間）の青色申告決算書（青色申告の場合）
- ② 直近の会計年度（1年間）の収支内訳書（白色申告の場合）
- ③ 直近の会計年度（1年間）の税務申告書類
- ④ 直近の会計年度（1年間）の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）

告知義務

ご契約者または被保険者になる方には、ご契約を締結いただく際、申込書記載事項（保険契約申込書およびご契約の締結にあたってご提出いただく付属書類の記載事項をいいます。）について、制度引受保険会社に事実を正確に告知していただく義務（告知義務）があります。主な項目は、次のとおりです。

- ・貴社の業務内容
- ・貴社の生産物・完成作業
- ・貴社の売上高
- ・同種の危険を補償する他の保険契約（共済を含みます。）の有無およびその内容
- ・過去1年間における、この契約で補償対象となる事故の有無およびその内容など

なお、故意または重大な過失により、申込書記載事項について制度引受保険会社に知っている事実を告げられなかった場合や事実と異なることを告げた場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

3. ご契約後にご注意いただくこと

通知義務

ご契約者および被保険者には、ご契約の後、通知事項（申込書記載事項のうち、保険契約締結の際に制度引受保険会社がお渡しする書面で定めた事項をいいます。）に変更が生じる場合は、事前に制度推進担当または制度引受保険会社にご連絡のうえ、変更の承認請求を行っていただく義務（通知義務）があります（事前に変更の事実を把握できない場合は、変更が発生したことを知った後、遅滞なく、ご連絡いただく義務があります。）。主な項目は次のとおりです。

- ・貴社の業務内容
- ・貴社の生産物・完成作業
- ・貴社の売上高（業務内容、生産物・完成作業が大幅に変更する場合等）など

制度引受保険会社では、ご通知いただいた内容に基づき、ご契約の変更を承認させていただきます。この場合、保険料の返還または追加請求をさせていただく場合があります。追加保険料の払込みが行われない場合は、保険金をお支払いできることや保険契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

なお、通知事項にかかる変更のご連絡がない場合やご連絡が遅れた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、この保険の対象となる危険が著しく増加した場合などにおいては、この保険契約を解除させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

4. ご契約終了後にご注意いただくこと

保険料の精算について（確定精算）

保険契約締結時に保険期間中の予想売上高に基づき暫定保険料扱いとして契約した場合には、保険期間終了後、保険期間中の実際の税込売上高の総額に基づき計算した確定保険料（確定保険料が保険証券に記載された最低保険料に達しない場合は最低保険料）と既に領収している暫定保険料との差額を精算します。

VII. 事故が発生した場合

- ◆万一事故が発生した場合は、遅滞なく、制度推進担当または制度引受保険会社にご連絡のうえ、その後の対応についてご相談ください。また、損害の拡大防止・軽減に必要な手段を講じるとともに、他人から損害賠償または求償を受けることができる場合は、その権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。なお、被害者との間で賠償額等を決定（示談）する場合は、必ず事前にご連絡ください。正当な理由なくこれらの手続きを怠った場合には、それによって制度引受保険会社が被った損害の額または軽減・防止ができたと認められる損害の額などを差し引いて保険金をお支払いします。
- ◆制度引受保険会社は被害者との示談、調停等の法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決のための助言、協力をすることができます。事故が発生した場合は、制度引受保険会社とご相談いただき、貴社が被害者と示談交渉を進めていただくことになります。

IX. 重要な事項のご説明

- ◆この書面は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、制度推進担当または制度引受保険会社にお問い合わせください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。
- ◆損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

制度推進担当（お問合せ・お申込みは）

**建設業協会賠償責任補償制度
幹事代理店 ピュア株式会社**

担当： 室岡・星山

〒020-0833 盛岡市西見前 14 地割 99 番地 5
TEL : 019-637-2855
FAX : 019-637-2857

制度引受保険会社

**エイアイユー インシュアランス カンパニー
(2013年4月1日以降)
AIU損害保険株式会社**

盛岡支店

〒020-0022 岩手県盛岡市大通三丁目 3-10
TEL : 019-653-1411
午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日・年末年始を除く）
FAX : 019-623-3541